

平成30年12回寄居町農業委員会総会議事録	
開催年月日	平成30年12月25日(火)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午前11時00分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午前11時44分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	坂本日雄	出	11	林 広 明	出
2	梅 澤 功	出	12	松 本 雅 夫	出
3	小 和 瀬 守	出		渡 邊 登	出
4	室 岡 重 雄	出		野 邊 良 男	出
5	中 嶋 安 男	出		松 本 十 丸	出
6	吉 田 廣 司	出		渡 辺 利 夫	出
7	竹 澤 國 雄	出		嶋 田 治 彦	出
8	松 村 葛 平	欠		大 澤 守 男	出
9	小 林 成 行	出		池 田 清 十 郎	出
10	内 田 勤	出		飯 島 実	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬和俊
 次 長 林保治
 書 記 加々美君代
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから平成 30 年第 12 回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、松村萬平委員から欠席の旨の通告がありましたので御報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は 12 名中 11 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>平成 30 年第 12 回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の選出について。</p> <p>日程第 2、議案第 112 号から議案第 113 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 3、議案第 114 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 4、議案第 115 号から議案第 119 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 5、議案第 120 号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第 6、議案第 121 号、ふかや農業協同組合農地利用集積円滑化事業規程にかかる変更承認について。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは竹澤國雄委員と小林成行委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第 2、議案第 112 号から議案第 113 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 112 号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の 1 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは、議案第 112 号につきましては、御説明申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>(譲渡人) さんですが、現在深谷市で養蜂業をしております。養蜂業は、旦那さんと平成 9 年から始めました。5 年前から娘さんも一緒にしているそうです。また、パートや従業員もおります。</p> <p>農地取得後に置かれましては、菜の花やヘアリーベッチの蜜源植物を植えるそうです。また、西洋ミツバチを育成し、巣箱 300 から 400 箱設置する計画だそうです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 2 号農地所有適格法人以外の法人、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>坂本委員。</p>
坂本委員	<p>過日 20 日、渡邊推進委員さんと一緒に現地確認をさせていただきました。なかなか山の中で、ほとんど平らなところはないようなところで、探すのに困難を極めました。案内図の上の図が分かりが良いと思います。真ん中に家がありますが、その周りは整地をされております。今聞きましたら養蜂業ということではありますが、ちょっと問題になったのが、ひな壇的な傾斜地なもので、これを重機を使って平にしてありますが、今後も維持管理をしてもらわないと土砂崩れの恐れがある感じが見えますので、その辺の管理を徹底していただければ、問題はないと思います。飛び地になっている土地の周りも不耕作になっている所が多いので、十分注意して管理していただきたいということを添えて、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 112 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 112 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第 113 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 113 号につきましては、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(議受人)さんは、盆栽や露地野菜の栽培をしております。現在、所有している農地も自宅からほど近い農地に 32 アールほど所有しておりますが、今回御自宅のすぐ南側の農地を取得いたしますので、効率よく農作業ができるということだそうです。取得後は、ハウレンソウや玉ねぎ、ネギ、大根などの露地野菜を栽培する予定だそうです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 2 号農地所有適格法人以外の法人、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>林委員。</p>
林委員	<p>20 日、池田推進委員さんと現地を見てまいりまして、自宅の南にありまして、現在きれいに整地しております。運送会社や流通センターがありますが、環境問題等に問題はないと思います。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>

発 言 者	内 容
小林委員	はい。
議 長	小林委員。
小林委員	自作地が 31.67 アールということで、下限面積を 30 アールに下げたおいてよかつたなと思
議 長	います。
議 長	他に御意見はございますか。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議 長	議案第 113 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第 113 号は原案のとおり決定いたします。
議 長	続きまして、日程第 3、議案第 114 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議 長	を議題といたします。
議 長	それでは、議案第 114 号について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 2 ページを御覧ください。
事務局	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農
事務局	地以外の使用目的で転用するものです。
事務局	それでは、議案第 114 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	平成 30 年第 10 回寄居町農業委員会総会の議案第 94 号で御審議いただきました太陽光発電
事務局	事業敷地の申請の農地のすぐ北の農地が今回の申請地となります。申請地東側にある墓地へ
事務局	のコンクリート敷の進入路として利用するための申請となります。
事務局	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 4 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の
事務局	資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可
事務局	要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
事務局	説明は、以上でございます。
議 長	この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。
議 長	坂本委員。
坂本委員	この件につきましても 20 日に、渡邊推進委員さんと一緒に現地確認をさせていただきました。
坂本委員	案内図の斜線が引いてあるところに道という字があつてそこまでは道がありますが、そ
坂本委員	こから先に入る道路部分がないということで、その先に 2 軒分の墓地があり、そこに入って
坂本委員	いくための敷地ということでお伺いしております。申請人個人の敷地で使っていくとい
坂本委員	うことで問題はないと思われまふ。御審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	他に御意見はございますか。
議 長	(委員の中から、「なし」の声)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議 長	議案第 114 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第 114 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いた
議 長	します。
議 長	続きまして、日程第 4、議案第 115 号から議案第 119 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による

発 言 者	内 容
事務局	<p>許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 115 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 115 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>平成 27 年度第 2 回寄居町農業振興地域促進協議会でも御審議いただき、平成 28 年 2 月 16 日に除外された農地が今回の申請地となります。以前からお寺の敷地の一部として既に使っており、追認のための申請となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、今回の申請には始末書が添付されております。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>松本委員。</p>
松本委員	<p>過日 22 日に松本推進委員さんと一緒に現地を確認しました。申請人本人にお話を伺いました。(譲渡人)さんは、お寺の住職さんで、事務局からの説明のとおりで、特に問題はないと思います。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 115 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 115 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 116 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 116 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(譲渡人)さんは、太陽光発電事業の候補地を探していたところ申請地が適しているとなり、譲渡人であるお二人から土地を譲り受けて行いたいとのことからの申請となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>松本委員。</p>
松本推進委員	<p>山の上で、この間行ってみたら、篠をしっかりと刈ってあつてあります。山の上で差し支</p>

発 言 者	内 容
	えないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 116 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 116 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	次に、議案第 117 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 117 号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	駅が近く、居住するのにより環境だということ申請に至ったとのこと。周辺は、宅
	地が多く立地している場所になります。
	本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の
	第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。
	また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支
	障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。
	嶋田委員。
嶋田推進委員	案内図のかなり空いている所がありますけれども、これはリニューアルオープンできなかつ
	たパチンコ屋の駐車場だったところがございます。本人のところに確認しまして、いろい
	ろありまして農地に戻して、ごみ置き場だったところも撤去しまして畑に戻したというこ
	とで、不動産屋が仲介に入って今回の事案になったとのこと。引っ越してくるということ
	は、町の人口も若干増える可能性もあります。駅に近い一等地ということで、大きな問題は
	ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	他に御意見はございませんか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	それでは採決いたします。
	議案第 117 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 117 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いた
	します。
	次に、議案第 118 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 118 号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	(譲受人)さんは、以前からこの地域で太陽光発電事業を行いたいと考えており、譲渡人の
	方から譲ってもらえることになったため、今回申請に至ったとのこと。
	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の

発 言 者	内 容
事務局	<p>資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>小林委員。</p>
小林委員	<p>23 日に飯島委員さんと現地確認に行ってきました。ただいま事務局の説明がありましたが、周りに太陽光の発電所がいくつかありまして、関越自動車道のすぐ北側ということで、特に問題はないかと思えます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 118 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 118 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 119 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 119 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請地のすぐ東で、(譲受人)さんが代表取締役である法人の事務所が建設予定であることに伴い申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>小林委員。</p>
小林委員	<p>これも事務局の説明のとおり、寄居パーキングエリアのすぐ南側で、飯島委員さんと現地確認をしまして、特に問題はございません。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に御意見ございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 119 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 119 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 5、議案第 120 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、梅澤功委員が申請人になっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(梅澤委員 退席)</p>

発 言 者	内 容
議長 事務局	<p>それでは、議案第 120 号につきまして事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、先ほど差し替えでお配りした 2 枚を御覧ください。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第 120 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)さん以下 4 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)さん以下 9 人です。</p> <p>合計 35 筆で、25,951 ㎡、そのうち、田が 8 筆で 9,785 ㎡、畑が 27 筆で 16,166 ㎡となっております。</p> <p>なお、御決定を頂きました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第 120 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 120 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>(梅澤委員 着席)</p>
議長 事務局	<p>続きまして。日程第 6、議案第 121 号、ふかや農業協同組合農地利用集積円滑化事業規程の変更承認についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 121 号につきまして事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 6 ページを御覧ください。</p> <p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>農地利用集積円滑化事業規程の変更につきましては、農業経営基盤強化促進法第 11 条の 12 第 1 項に基づきまして、農業委員会の決定を経なければならないこととなっており、ふかや農業協同組合よりその旨の申請がありました。</p> <p>内容は、ふかや農業協同組合と榛沢農業協同組合は、平成 31 年 4 月 1 日の合併に伴い、ふかや農業協同組合を存続組合とし、榛沢農業協同組合は解散するため、ふかや農業協同組合の農地利用集積円滑化事業規程第 2 条の「榛沢、」を削除することについてです。</p> <p>参考までに、新旧対照表を付けさせていただきました。下線部が改正部分となっております。</p>

発 言 者	内 容
	<p>す。</p>
議 長	<p>説明は、以上でございます。 この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第 121 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 121 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありますか。 (委員からなしの声)</p>
議 長 事務局長	<p>事務局から、何かありますか。 事務局から 5 点、御連絡いたします。 1 点目です。次回の総会ですが、1 月 25 日金曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 繰り返します。1 月 25 日金曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 2 点目です。先月の第 11 回寄居町農業委員会総会にて、坂本委員より御質問がありました 農地法第 3 条の規定による許可申請書の取下願が、平成 30 年 12 月 10 日付で(申請人)より 提出されましたので、御報告申し上げます。 なお、総会内で許可になった旨を御報告申し上げましたが、許可にはなっておりませんでしたので、訂正して御報告申し上げます。 3 点目です。机上配布いたしました農地法第 4 条の規定による許可申請の取下げに関する書 類を御覧ください。平成 28 年第 10 回寄居町農業委員会総会の議案第 93 号で御審議いただき ました営農型太陽光発電事業の申請ですが、計画の見込みが立たなくなったため、申請人か ら取下げの願がありましたので、御報告申し上げます。 4 点目です。2018 年農業委員会活動記録セットについてですが、本日お持ちの方がいらっ しゃればお預かりいたします。もしお持ちでない方がいらっしゃれば、次回の総会において 集めさせていただきますので、ご持参のほどよろしくお願いいたします。 5 点目です。机上配布いたしました埼玉県農林部長名からの通知でございます。農業委員等 綱紀肅正についての通知でございますので御覧いただきたいと思っております。綱紀肅正につま ましては、前回のその他のところでも徳島県阿南市の事例につきましてニュース等で報道され ている内容を御連絡いたしました。そのあと 11 月 27 日付におきまして、国から各都道府県 等に通知がありまして、内容は詳細には伝わってはおりませんが、大阪府の羽曳野市の農業 委員会の関係におきまして、農地を無断で駐車場にする転用を知りながら農地法上の手続 を進めたとして、農地法違反のほう助の疑いとして書類送検された旨の報道があります。 こういった農業委員さん、また農業委員会事務局職員が関わる事案が報道されているとい うことで、改めて綱紀肅正の通知が来ている所でございます。皆様におかれましても今後引き 続き、今一層の後期肅清に努めていただきますようよろしくお願いいたします。 以上でございます。 それでは他に無いようですので、平成 30 年第 12 回総会を閉会いたします。</p>
議 長	

発 言 者	内 容
事務局長	御協力ありがとうございました。 (事務局長、起立・礼・着席の発声)

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p style="text-align: center;">竹澤國雄委員 小林成行委員</p> <p style="text-align: right;">以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: right;">平成30年12月25日</p> <p style="text-align: center;"> 議 長 室岡重雄 ----- 委 員 竹澤國雄 ----- 委 員 小林成行 ----- </p>